



第1章

安心していきいきと暮らせるまち



第1節 健康

ページ

- 1 母子の健康づくり ————— 58
- 2 成人の健康づくり ————— 62
- 3 医療・感染症予防 ————— 66

第2節 市民福祉

- 1 高齢者福祉・介護保険 ————— 69
- 2 子育て・子育て支援 ————— 74
- 3 障害者（児）福祉 ————— 80
- 4 地域福祉 ————— 84

第3節 社会保障

- 1 福祉医療 ————— 88
- 2 低所得者の生活支援 ————— 90
- 3 公的医療保険・年金 ————— 92



第1節 健康

1 母子の健康づくり

現 状 と 課 題

- ・母子の健康づくりは、疾病予防をはじめ、妊娠、出産、育児等に関する正しい知識の普及、健康診査や保健指導を行うもので、人の生涯を通じた健康づくりの出発点・基礎として重要です。
- ・妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児のこころや身体の健康確保を図る上で非常に重要であることから、本市では、妊婦健康診査の検査項目の拡充や健康診査の公費負担の拡大を図り、受診しやすい環境づくりを行ってきました。
- ・また、乳幼児の疾病や障害の早期発見・早期対応、虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためには、乳幼児健康診査は重要な役割を担っています。本市では、これまでも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児*等に対する訪問相談・指導に取り組んできましたが、今後もさらなるフォロー体制の充実が求められています。
- ・現在、子どもを生み育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦が増加傾向にあるといわれています。しかし、不妊治療は経済的な負担が大きいことから、その負担軽減が求められています。
- ・核家族化や近隣関係の希薄化などにより身近に妊娠・子育てについて相談できる人がおらず、子育てに対する不安や悩みを抱いたり、孤立化する親が増えています。
- ・これまで本市で行ってきた母親の仲間づくりや家庭訪問による相談・指導などの取組に加えて、性別にかかわらず妊娠や子育てに関する知識を十分に普及させるとともに、父親の子育てへの参加促進を図ることが求められています。
- ・こころの問題や成長発達、基礎体力に関する問題を抱える子どもが増えており、子どもの自尊感情*の向上、食育*など心身の健康づくりに対する親への教育が必要となっています。

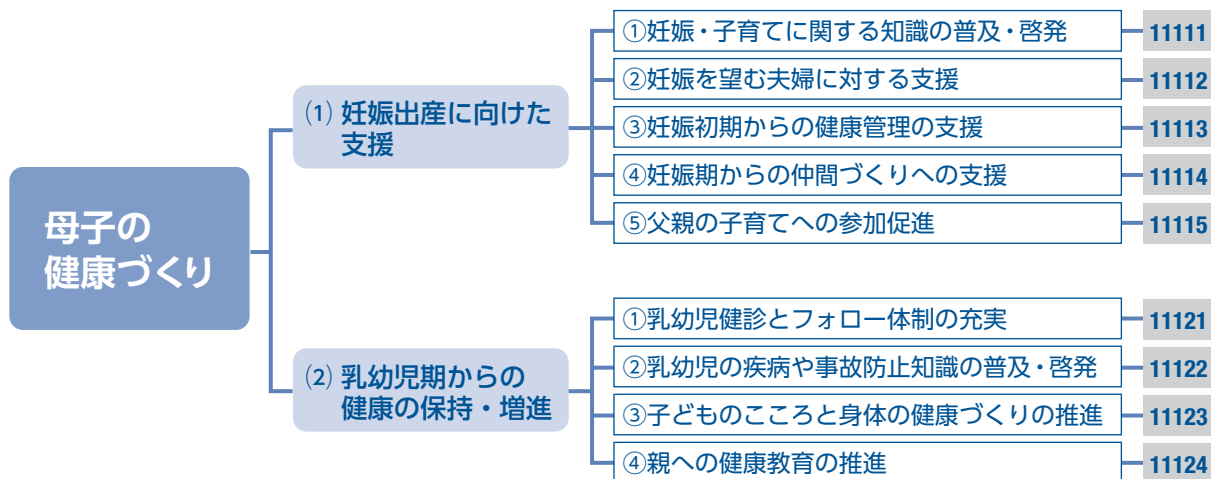
施策がめざす将来の姿

- 子どもが健やかに生まれ、心身ともに健康で安全に育つ環境が整っています。
- 妊娠、出産、子育てに関する理解が広がり、地域社会全体で妊婦・子育てを見守り支える環境が整っています。
- 関係機関や専門職との連携が図られ、虐待防止などのための体制が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2010 年度(平成 22 年度)	2015 年度(平成 27 年度)	2020 年度(平成 32 年度)
母子保健サービスに満足している市民の割合	67.6 %	75.0 %	85.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 妊娠出産に向けた支援

①妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発

若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、成人式などの機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割などについて普及・啓発に努めます。

②妊娠を望む夫婦に対する支援

子どもを生み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の助成を継続します。

③妊娠初期からの健康管理の支援

妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、かかりつけ医*による定期的な妊婦健康診査の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身面の状況把握や相談支援を行います。

④妊娠期からの仲間づくりへの支援

妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。

⑤父親の子育てへの参加促進

父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内容の充実を図ります。

【主要事業】

◆妊婦・乳児健康診査

◆一般不妊治療費助成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
妊婦健康診査受診率	99.8 %	100.0 %	100.0 %
子育てにストレスを感じている市民の割合	29.5 % (H22)	28.5 %	27.5 %

(2)乳幼児期からの健康の保持・増進

①乳幼児健診とフォロー体制の充実

乳幼児の疾病や虫歯、障害や虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、未受診児や経過観察児とその親を対象として、関係機関と連携しながら個別相談を行うなど、フォロー体制の充実を図ります。

②乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発

子どもが健やかに安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防・予防接種に関する情報提供を行うとともに、「こどもの救命講習会※」を開催し、家庭での事故防止と事故時の対応の普及・啓発に努めます。

③子どものこころと身体健康づくりの推進

子どもの自尊感情と基礎体力の向上、健やかな成長発達のために、関係機関と連携し、幼少期からの親の関わり方とその重要性について啓発に努めます。また、学校や保健推進員、食生活改善推進員等と連携して、食育を通した子どもの健全な身体づくりを支援していきます。

④親への健康教育の推進

将来的な疾病の予防に向けて幼少期から健康的な食生活や^{こくう}口腔内の衛生管理などの日常生活習慣を確立するため、親への健康教育を推進します。また、母親自身の健康づくりのための各種健診の受診勧奨と生活習慣病※の予防に対する意識の向上に努めます。

【主要事業】

- ◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談
- ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布※

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
乳幼児健康診査受診率	93.5 %	97.0 %	100.0 %
3歳で虫歯がある子どもの割合	15.0 %	13.0 %	10.0 %

関連する計画・条例

- 健康いわくら 21 (平成 16 年 3 月策定)
- 岩倉市次世代育成支援後期行動計画 (平成 22 年度～平成 26 年度)
- 岩倉市食育推進計画 (平成 22 年度～平成 26 年度)





第1節 健康

2 成人の健康づくり

現 状 と 課 題

- ・長寿命化が進む一方で、生活習慣病*やその予備群が増加しています。また、複雑化する社会の下で、ストレスからこころの病気にかかる人が増加しています。このため、生活習慣病予防をはじめとした心身の健康づくりに対する市民意識の向上と主体的な取組が重要になってきました。
- ・本市では、2004年(平成16年)3月に健康づくりの行動指針となる「健康いわくら21」を策定し、市民一人ひとりが健康を増進し、疾病を予防するための健康づくり事業を推進しています。
- ・成人の健康づくりの推進を図るため、主に40歳以上の市民を対象に、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査などの保健事業を実施しています。
- ・がん検診については、定員枠拡大などの充実を図ってきましたが、今後も、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、さらに、がんの予防啓発に取り組む必要があります。
- ・基本健康診査は、2008年度(平成20年度)から各医療保険者が実施する特定健康診査*に替わりしました。このため、本市では40歳以上の医療保険未加入者の健康診査を行い、35～39歳の人にも対象を拡大しています。今後も、若い頃からの生活習慣病予防の啓発と健康管理への取組を推進することが重要です。
- ・生涯を通じて豊かな食生活を過ごすためには、高齢になっても口腔機能や歯の健康を保つことが大切です。成人歯科健康診査の定員拡大や口臭測定の実施により、歯周病の予防・早期発見・早期治療につなげるとともに、8020歯の健康コントロール等を通じた歯の健康維持の啓発が必要です。
- ・今後、高齢者を含めた成人の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連携を強化し、保健推進員や食生活改善推進員を通じた身近な地域での健康づくりに対する支援を進めていく必要があります。

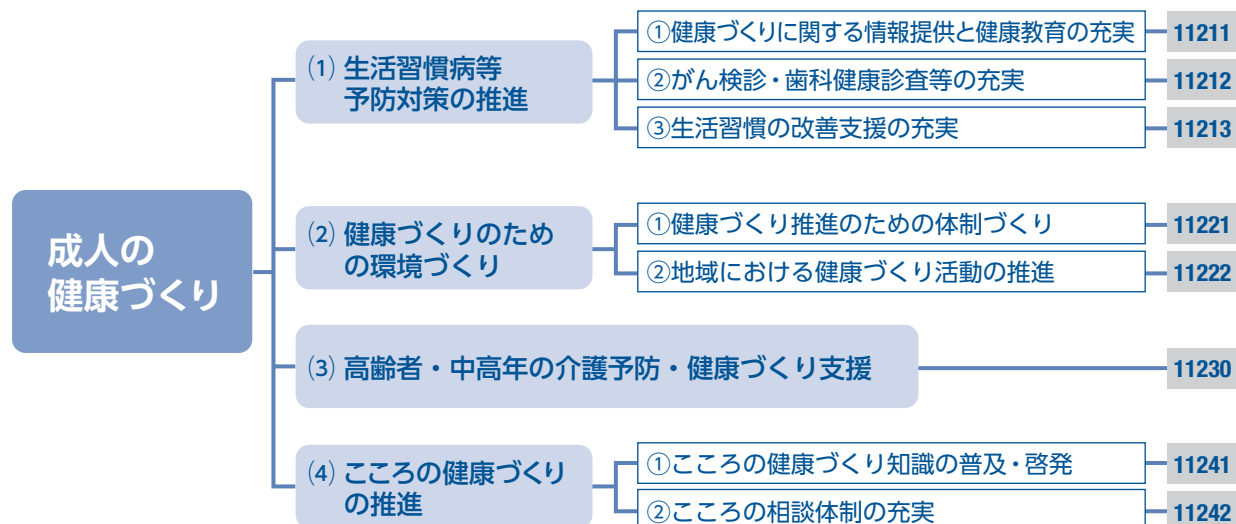
施策がめざす将来の姿

- 生涯を通して、市民が自ら健康づくりに取り組む環境が整っています。
- 心身ともに健康的な市民が増え、健康寿命*が延びています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008年度(平成20年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
定期的に健康診査を受けている市民の割合	36.9 %	40.0 %	50.0 %
生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	82.2 %	84.0 %	86.0 %

施策の体系



施策の内容

(1)生活習慣病等予防対策の推進

①健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実

市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙、ホームページや地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と内容の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。

②がん検診・歯科健康診査等の充実

がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、がん検診の定員枠の拡大や、若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。

③生活習慣の改善支援の充実

生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談・個別健康教育等の充実に努めます。また、妊婦や乳幼児健康診査等の機会をとらえ、若い世代からの歯周病予防などの啓発・推進を図ります。

【主要事業】

◆がん検診

◆歯科健康診査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
国民健康保険加入者の 各種がん検診受診率 (平均)	24.4 %	35.0 %	50.0 %
生活習慣病予防教室参加者数	439 人	480 人	520 人

(2) 健康づくりのための環境づくり

① 健康づくり推進のための体制づくり

市民の主体的な健康づくり支援を効果的、かつ、きめ細やかに進めるために関係部署の連携体制をさらに強化・推進します。また、「健康いわくら 21」を見直します。

② 地域における健康づくり活動の推進

市民の健康づくりや健康的な食生活への取組を推進するため、保健推進員や食生活改善推進員とともに活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。

【主要事業】

- ◆「健康いわくら 21」の改定
- ◆保健推進員活動支援事業
- ◆食生活改善推進員活動支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
保健推進員や食生活改善推進員の活動への参加者数	11,553 人	12,000 人	12,000 人

(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援

いつまでも要介護状態※にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防教室の開催、ウォーキング事業の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65 歳節目歯科健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。

【主要事業】

- ◆いきいきウォーキング
- ◆65歳節目歯科健康診査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
60歳以上で1日30分以上歩く人の割合	60.9 %	65.0 %	70.0 %
治療目的以外に定期的に歯科の健康診査を受けている市民の割合	31.5 % (H22)	33.0 %	34.5 %
介護予防教室参加者数	212 人	445 人	510 人

(4) こころの健康づくりの推進

① こころの健康づくり知識の普及・啓発

こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。

② こころの相談体制の充実

過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。

【主要事業】

◆こころの健康教室

◆こころの健康相談

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
ストレスを解消する方法を持っている人の割合	57.3 %	60.0 %	70.0 %
こころの健康教室参加者数	148 人	165 人	180 人

関連する計画・条例

■健康いわくら 21 (平成 16 年 3 月策定)

■第 4 期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (平成 21 年度～平成 23 年度)



第1節 健康

3 医療・感染症予防

現状と課題

- ・市民が健康で安心して暮らしていく上で、医療サービスの充実や適切な医療の確保は不可欠です。市内には、2010年(平成22年)4月現在49か所の医療施設(病院1、医科診療所22、歯科診療所25、休日急病診療所1)が整っており、近年、新たな診療所も開設され、診療科目も充実してきました。
- ・救急医療体制として、休日急病診療所のほか、近隣市町の3病院を第2次救急医療機関*に指定し、休日・夜間救急医療体制の充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
- ・今後も、市民がより健康に安心して暮らすために、広域での医療体制の確保と医療情報の十分な提供が必要です。
- ・感染予防として、予防接種は、感染症の流行を防ぎ、社会全体また個人の健康を維持・管理していく上で重要な役割を担っています。
- ・本市では、予防接種法に基づき各種予防接種を実施しており、集団接種のほか、医療機関で個別接種ができるようにするなど接種体制の充実を図ってきました。今後も、予防接種に関する正しい情報の提供と知識の普及、予防接種が受けやすい体制づくりを進めるとともに、費用負担の軽減や新しい予防接種への対応などの検討が課題となっています。
- ・新型インフルエンザ等の感染症への対応については、平常時からの情報収集や感染防止策の周知、また、緊急時に迅速な対応をとることができるよう、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、市民の安全確保を図ることが重要です。

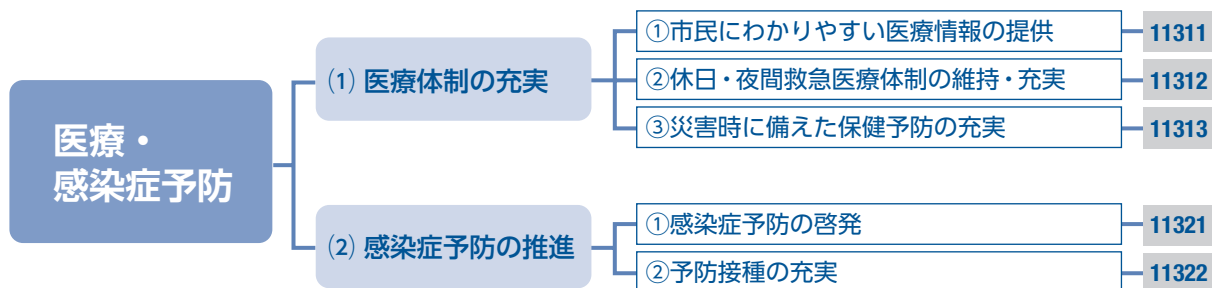
施策がめざす将来の姿

- 日常的な健康管理や身近に受診できる「かかりつけ医※」があります。
- 必要な予防接種を安全に安心して受けられる体制が整っています。
- 感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008年度(平成20年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	67.6 %	72.0 %	77.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 医療体制の充実

① 市民にわかりやすい医療情報の提供

日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適正な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供するように努めます。

② 休日・夜間救急医療体制の維持・充実

市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。

③ 災害時に備えた保健予防の充実

災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。

【主要事業】

◆ 休日急病診療所事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2010 年度 (平成 22 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
休日急病診療所を知っている 市民の割合	85.2 %	92.0 %	98.0 %
かかりつけ医をもっている 市民の割合	66.5 %	70.0 %	80.0 %

(2) 感染症予防の推進

① 感染症予防の啓発

感染症に対して、市民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めます。エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙、ホームページで正しい知識の普及を図ります。

② 予防接種の充実

予防接種に対する意識向上のため、予防接種の有効性や安全性などについての正しい知識の普及と情報提供に努めます。また、予防接種の広域化など接種しやすい体制を整えるとともに、予防接種の費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなど、予防接種の充実に努めます。

【主要事業】

◆ 予防接種事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
予防接種の接種率 (三種混合※、麻しん・風しん混合、ポリオ、BCG)	93.0 %	95.0 %	98.0 %

関 連 す る 計 画 ・ 条 例

■健康いわくら 21 (平成 16 年 3 月策定)

■岩倉市地域防災計画 (昭和 58 年 7 月策定)



1 高齢者福祉・介護保険

現状と課題

- ・本市の2010年(平成22年)4月の高齢者数は9,553人、高齢化率*は19.6%となっており、この20年で3倍近く増加しています。2012年(平成24年)には団塊の世代の高齢者への仲間入りが始まり、超高齢社会は目前に迫っています。
- ・高齢化の進展は元気な高齢者の活動範囲を広げ、スポーツや文化活動などで生き生きと人生を楽しんだり、ボランティアに参加したりする高齢者が増えています。高齢者の活動を支えるための施設の充実や各種講座の開催、気軽に集える交流スペースの設置などの環境整備が求められており、2011年(平成23年)にオープンする多世代交流センターや、老人憩の家がこうした活動の拠点となります。また、老人クラブの会員拡大など高齢者の自主的な団体の育成も重要です。
- ・元気なうちは働きたいという、高い勤労意欲を持った高齢者も少なくないことから、シルバー人材センターへの支援など就労支援の充実が必要です。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤独死が発生しています。また、2010年(平成22年)4月現在で1,166人いる本市の要介護(支援)認定者*は、その約5割に日常生活での支障を来すような認知症状が見受けられます。高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。
- ・また、介護を受けている高齢者への虐待や、悪質商法による被害が発生しており、虐待防止や成年後見制度*の活用など、高齢者の尊厳と権利を擁護するための積極的な取組が求められています。
- ・これらの高齢者の課題に対応していくためには、公助とともに地域における共助*の機能を高めることが求められています。第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念にある「ささえ合う すこやかな長寿社会」をめざして、住民同士がお互いに支え合う地域づくりを進めるため、地域の福祉力を高めることが必要です。
- ・介護の社会化を掲げた介護保険制度が始まって11年が経過しました。要介護(支援)認定者は、2010年(平成22年)には高齢者の12.2%を占めています。高齢者人口が増える中で、要介護(支援)認定者は着実に増加することが見込まれ、介護保険事業の健全な財政運営に努めながら、利用者が必要とするサービスを適切に提供することが必要です。
- ・「施設から地域へ」と地域生活への移行がうたわれており、住み慣れた地域で生活するための環境づくりが求められています。

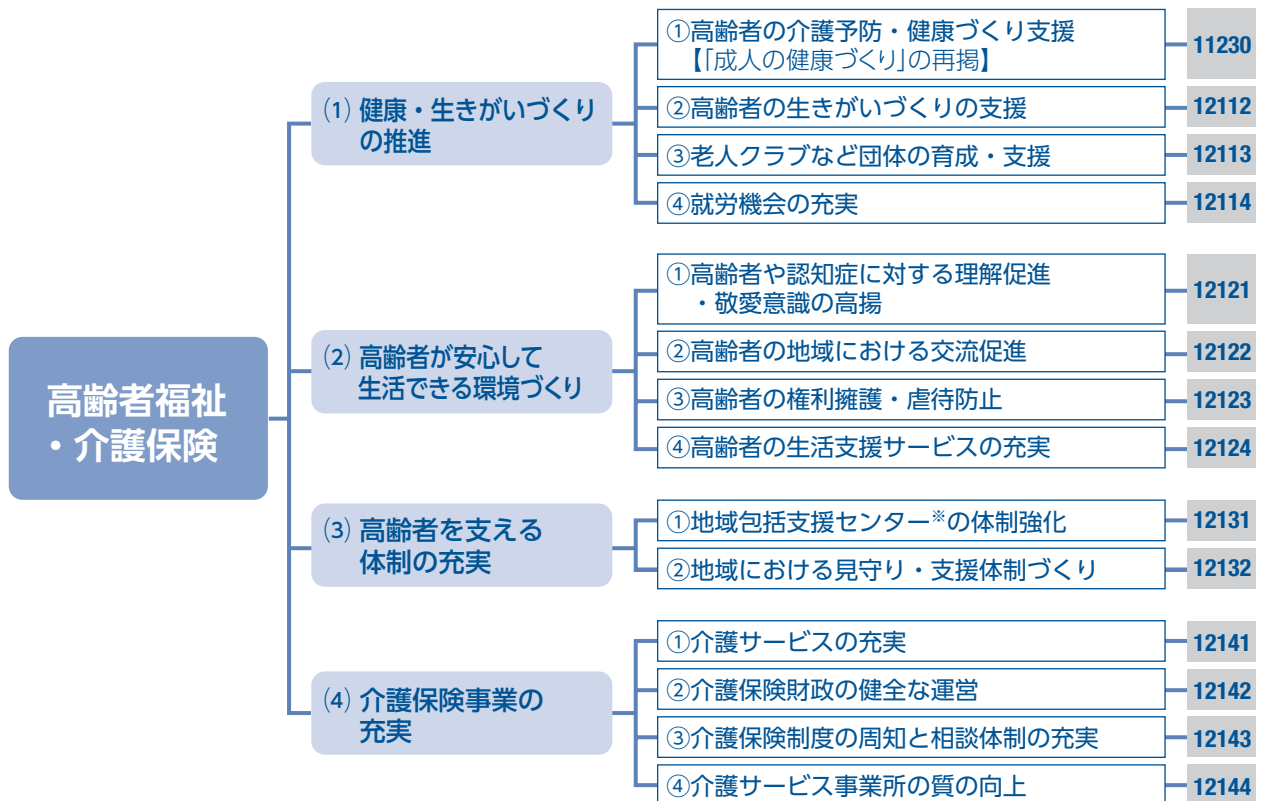
施策がめざす将来の姿

- 高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持って充実した毎日を送っています。
- 介護保険制度などの公的なサービスと地域の支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008年度(平成20年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
介護保険サービスなど的高齢者福祉に満足している市民の割合	65.5 %	67.0 %	70.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 健康・生きがいがづくりの推進

① 高齢者の介護予防・健康づくり支援

「成人の健康づくり」の再掲 (P64)

② 高齢者の生きがいがづくりの支援

高齢者の生涯学習活動を支援するため、生涯学習・スポーツ講座等の充実を図ります。また、その活動拠点として、多世代交流センター・老人憩いの家の運営に努めるとともに、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。

③ 老人クラブなど団体の育成・支援

高齢者の地域社会への貢献活動や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの活動支援や、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。

④ 就労機会の充実

高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に就労機会を提供するために、ハローワークなど関係機関との連携を図ります。

【主要事業】

- ◆高齢者教室・シルバー大学
- ◆老人クラブ連合会等活動事業補助事業
- ◆シルバー人材センター推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
老人クラブ会員数	4,032 人	4,200 人	4,400 人
シルバー人材センター登録者数	347 人	370 人	400 人

(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

① 高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚

高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催など学習機会や、学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会の拡充に努めます。

② 高齢者の地域における交流促進

高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、多世代交流センターや老人憩の家などの活用促進、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン※活動支援など、地域における交流の場の充実に努めます。

③ 高齢者の権利擁護・虐待防止

高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業※の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、広く市民に虐待に関する知識の普及・啓発を行うとともに、ケアマネジャーなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。

④ 高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成などをニーズに合わせて見直ししながら充実に図ります。

【主要事業】

- ◆緊急通報システム設置事業
- ◆ひとり暮らし老人等生活支援型給食サービス
- ◆高齢者すこやかタクシー料金助成事業
- ◆認知症サポーター養成講座

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
認知症サポーター養成講座受講者数	1,642 人	2,000 人	2,500 人

(3) 高齢者を支える体制の充実

① 地域包括支援センターの体制強化

高齢者の総合的な相談・支援を担う地域包括支援センターの職員体制の充実を図り、一層の機能強化に努めます。また、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉の関係者が連携したネットワークの整備に取り組みます。

② 地域における見守り・支援体制づくり

高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。また、支援が必要な高齢者の情報が、市や地域包括支援センターなどの関係機関へ迅速に伝わるシステムを構築します。

【主要事業】

- ◆ 地域包括支援センター委託事業
- ◆ ひとり暮らし高齢者等実態把握事業
- ◆ 高齢者地域見守り事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
ひとり暮らし高齢者等の 実態把握調査実施件数	430 件	1,500 件	—
見守りをするひとり暮らし 高齢者等の数	498 世帯	1,000 世帯	1,500 世帯

(4) 介護保険事業の充実

① 介護サービスの充実

必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、地域密着型サービス*など介護サービスの充実を図ります。また、ケアマネジャーの資質向上や介護職員の処遇改善を図り、マンパワーの確保を支援します。

② 介護保険財政の健全な運営

介護保険制度の安定的な運営を確保するため、ケアプランの点検などの介護給付適正化事業に取り組みます。また、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者保健福祉計画等推進委員会による計画の進行管理を行い、介護保険財政の健全化に努めます。

③ 介護保険制度の周知と相談体制の充実

介護保険制度についての理解を促進するために、新しい被保険者などを対象に幅広く制度の周知を行い、介護サービスが適切に利用されるように努めます。また、市や地域包括支援センターにおいて高齢者の様々な相談に対応するとともに、家族介護者への支援が行えるように体制の充実を図ります。

④ 介護サービス事業所の質の向上

介護サービス事業所の質の向上を図るため、指導監督権限を有する市が地域密着型サービス事業所の指導、監査を行います。また、介護サービス事業所の第三者機関による外部評価結果の活用や介護相談員の派遣事業を行います。

【主要事業】

- ◆地域密着型サービス施設整備事業
- ◆介護給付適正化事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
地域密着型サービス事業所数	5 事業所	7 事業所	9 事業所

関連する計画・条例

- 第 4 期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (平成 21 年度～平成 23 年度)
- 岩倉市介護保険条例
- 岩倉市在宅ねたきり老人等介護者手当支給条例

総合計画の
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

安心していきいきと
暮らせるまち

自然と調和した安全で
うるおいのあるまち

豊かな心を育み
人が輝くまち

快適で利便性の高い
魅力あるまち

地域資源を生かした
活力あふれるまち

市民とともに歩む
ひらかれたまち

資料編



第2節 市民福祉

2 子育て・子育て支援

現 状 と 課 題

- ・少子化や核家族化が進行する一方で、働く女性の増加や就労形態の多様化など、社会環境が大きく変化する中で、子どもを育て、子どもが育つ環境において、新たな課題が生まれています。
- ・本市には7つの公立保育園と6つの民間幼稚園があり、市民意向調査においても、幼い子どもを育てる所としての評価が高くなっています。しかし、3歳未満児の保育の拡大や年度途中の入園などの要望が高まっており、さらなる保育サービスの充実が求められています。
- ・また、保育園施設の老朽化が進み、順次、耐震化を進めていますが、建替えを含めた施設改修が課題となっています。
- ・児童の健全育成では、7つの児童館で小学校3年生までの放課後児童健全育成事業を実施していますが、高学年の受入れを求める声が大きくなっています。
- ・2009年(平成21年)1月に制定した子ども条例では、子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちになることを宣言しています。今後は、この条例を実効性のあるものとするため、子どもの施策に関する行動計画を策定し、具体的な施策を推進する必要があります。
- ・核家族化や地域コミュニティの弱体化に伴い、家庭や地域における教育能力の低下が問題視されています。こうした中、育児家庭の孤立化の進行などにより児童虐待が社会問題化しているため、育児不安の解消や児童虐待の防止に努める必要があります。
- ・増加傾向にあるひとり親家庭が、安定した家庭生活を送れるような支援策の充実が求められています。

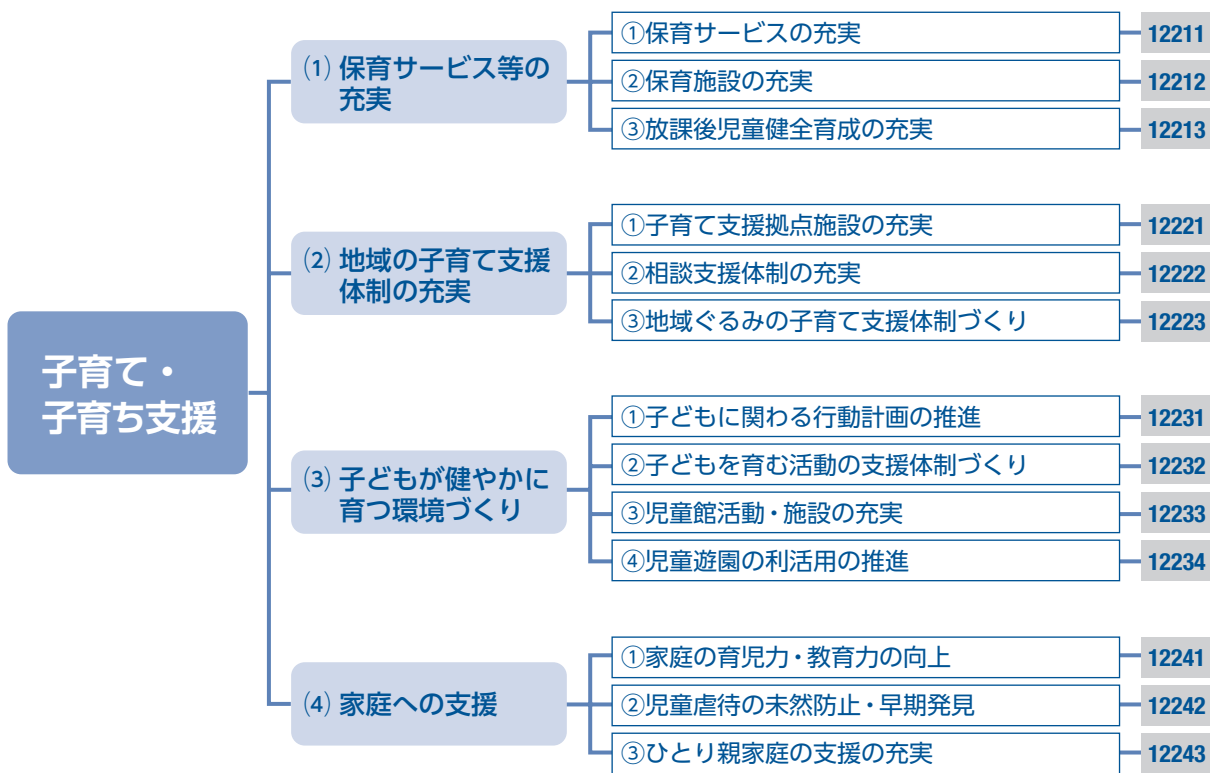
施策がめざす将来の姿

- 地域や子育てに関わる機関が連携し、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまちになっています。
- すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008年度(平成20年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
幼い子どもを育てる所として “良い”と思う市民の割合	36.2 %	38.0 %	40.0 %
子育て支援や相談など児童福祉 に満足している市民の割合	67.6 %	70.0 %	72.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 保育サービス等の充実

① 保育サービスの充実

延長保育や一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き取り組みます。また、就学前の子どもたちに関して、教育、保育を総合的に提供していくことが求められているため、幼稚園と保育園の交流を進めるとともに、岩倉型の幼保連携について研究します。

② 保育施設の充実

園児の安全を確保するため、全保育園の耐震化を推進するとともに、老朽化している施設について、計画的な改修に努めます。また、園庭の芝生化など施設の環境整備を進めます。

③ 放課後児童健全育成の充実

子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、小学校高学年の受入れを、順次、可能な学年から進めるとともに、学校施設の有効活用も視野に入れつつ、事業の充実に努めます。

【主要事業】

- ◆ 次世代育成支援後期行動計画推進事業
- ◆ 保育園耐震化推進事業
- ◆ 放課後児童健全育成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度(平成 21 年度)	2015 年度(平成 27 年度)	2020 年度(平成 32 年度)
3 歳未満児保育の受入児童数	184 人	200 人	200 人
保育園の耐震化率	28.6 %	100.0 %	100.0 %

(2) 地域の子育て支援体制の充実

①子育て支援拠点施設の充実

乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや、つどいの広場、生涯学習センターの子どもルームなどの子育て支援施設が連携し、地域の親子の居場所づくりを進めます。

②相談支援体制の充実

保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、保健センターや保育園、幼稚園、児童館、子育て支援施設などが連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。

③地域ぐるみの子育て支援体制づくり

地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センター*の会員拡大や、子育てサークル、子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。

【主要事業】

◆子育て支援拠点事業

◆ファミリー・サポート・センター事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度(平成 21 年度)	2015 年度(平成 27 年度)	2020 年度(平成 32 年度)
子育て支援施設利用者数	6,060 人	13,000 人	14,000 人
ファミリー・サポート・センター会員数	262 人	300 人	330 人

(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり

①子どもに関わる行動計画の推進

子ども条例に基づき、子どもの施策に関する行動計画を策定し、子どものための場所の確保や施設の活用など、具体的な施策を推進します。

②子どもを育む活動の支援体制づくり

子ども会活動やボランティア活動などをはじめとして、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる仕組みをつくるよう努めます。

③児童館活動・施設の充実

遊びを通じて子どもたちに様々な体験を与える活動を行うとともに、多世代交流など地域の人たちとの関わりを深め、児童館の身近な地域の施設としての役割を充実します。また、老朽化している第二児童館の建替えについて検討します。

④児童遊園の利活用の促進

地域の児童遊園を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、その管理については、地域と連携し、清掃等の環境整備に努めます。

【主要事業】

◆子ども条例行動計画策定

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
児童館利用者数 (7 館平均)	1,380 人	1,600 人	2,000 人

(4) 家庭への支援

①家庭の育児力・教育力の向上

夫婦が共に育児に関わるように、保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、子育て・親育ち事業の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。

②児童虐待の未然防止・早期発見

家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業*を推進し、地域ぐるみの見守りを強化します。

③ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業*を通して、きめの細かい支援を実施します。

【主要事業】

- ◆家庭児童相談
- ◆母子家庭自立支援事業
- ◆赤ちゃん訪問事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
子育て支援講習会受講者数	310 人	520 人	600 人
ひとり親家庭年間相談件数	260 件	300 件	320 件

関連する計画・条例

- 岩倉市次世代育成支援後期行動計画(平成 22 年度～平成 26 年度)
- 岩倉市子ども条例

協働のまちづくりプラン

～市民まちづくり会議からの提案～



● 児童館・学童保育の行事と遊びの魅力アッププロジェクト ●

【背景・ねらい】

市内には7つの児童館があり、放課後児童クラブが開設されている。しかしながら、遊びのプログラムが必ずしも十分でなく、子どもらしい放課後が過ごせていない状況もある。一方、子どもの遊び支援等を行う市民団体があるが、行事が土曜・日曜日や夏休みなどの長期休業日に集中してしまい、子どもたちも、どちらの行事に参加するのか困ってしまうような事態も生じている。そこで、こうした状況を改善しつつ、放課後児童クラブと市民団体等が連携・協力して子どもの豊かな「放課後遊びプログラム」を開発・提供する。

【取組内容】

- 各児童館を巡回する移動方式で、放課後児童クラブや児童館を利用する児童を対象にしたクラブ活動（囲碁や将棋、手芸・生け花、卓球やバトンなど）を開催する。
- 近隣の高校や大学のクラブ活動との連携により、吹奏楽ミニコンサートや読み聞かせ、工作などの定期的な交流会を開催する。
- 農家や市民農園活動を行っているグループによる学童農業体験の開催も考えていく。

● 冒険遊びプログラム推進プロジェクト ●

【背景・ねらい】

子どもにとって戸外遊びは創造力を養い、心身の健全な成長を促していく上で欠くことのできない要素であるが、屋内でゲームばかりをして、戸外でたくましく自由に遊ぶ子どもが少なくなっている。そこで、子どもの創造的な遊びを促すために冒険遊びプログラムを推進する。

【取組内容】

- 冒険遊び場の開設をめざしつつ、まずは、子どもの創造的な遊びに役立ついろいろな遊び道具を積んだプレーリヤカーが市内の公園等を巡回する移動方式の冒険遊び場の開設を検討する。そのため、子どもの遊びを支援する市民グループの組織化を図る。
- 火のおこし方やたき火でのご飯の作り方、食べられる野草の見分け方と調理方法、雨水・川の水を飲料水にするための浄化方法、被災生活でも役立つロープワークなどを楽しく、実践的に学ぶ防災キャンプを開催する。



冒険遊び場（プレーパーク）：『自分の責任で自由に遊ぶ』というモットーの下、子どもたちが生き生きと遊べるように禁止事項をなくし、子どもの「やってみたい」気持ちを大切にしたい遊び場。そこでは土や木、水、火などの自然素材を使って遊ぶ、子どもたちの遊びに合わせて常に場所を変え続けることができる「完成のない遊び場」であることが望まれる。その運営は、地域の大人たちやプレーリーダーによって支えられている。

総合計画の
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

安心していきいきと
暮らせるまち

自然と調和した安全で
うるおいのあるまち

豊かな心を育み
人が輝くまち

快適で利便性の高い
魅力あるまち

地域資源を生かした
活力あふれるまち

市民とともに歩む
ひらかれたまち

資料編



第2節 市民福祉

3 障害者(児)福祉

現 状 と 課 題

- ・障害者自立支援法が2006年(平成18年)に施行され、身体・知的・精神の三障害の福祉サービスの一元化と自己選択の尊重、市町村がサービス提供の主体となる仕組みへと大きく変化しました。
- ・この法律は、障害ごとの格差を解消するという積極的な面を持ちながら、応益負担による障害者への経済的負担が大きな問題となり、2013年(平成25年)8月までに廃止され、新しい法律が制定されることになりました。
- ・本市における障害者手帳の所持者の内訳は、身体障害が最も多く、次いで知的障害、精神障害の順となっています。所持者数は毎年増加し、特に精神障害の増加が顕著です。
- ・障害者の地域での自立した生活を支えるために、相談支援体制や障害福祉サービスの充実、障害者を乳幼児期から一貫して支援するシステムづくりが求められています。そのためには、教育、保健、医療、福祉などの関係者によるネットワークを構築し協働して推進していくことが重要であり、地域の障害者福祉に関して、地域自立支援協議会*が中核的役割を果たすことが期待されています。
- ・本市では、障害者センター「あゆみの家」を中心に乳幼児期の療育に取り組んでいます。社会福祉法人いわくら福祉会では、知的障害者通所授産施設やケアホームを運営しており、今後とも引き続きの支援が必要です。また、障害者や家族の団体の育成・支援も求められています。
- ・障害に対する理解を深めるために、人権研修会や生涯学習講座を開催しています。また、社会福祉協議会では、小中学校での福祉実践教室、ボランティア養成講座も実施しています。障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民のノーマライゼーション*の理解促進のための福祉教育を今後も充実させていくことが重要です。
- ・障害者の社会参加をさらに進めるために、公共施設や道路のバリアフリー*化などの基盤整備や、障害者や家族、地域住民が交流できる場づくりの充実が求められています。

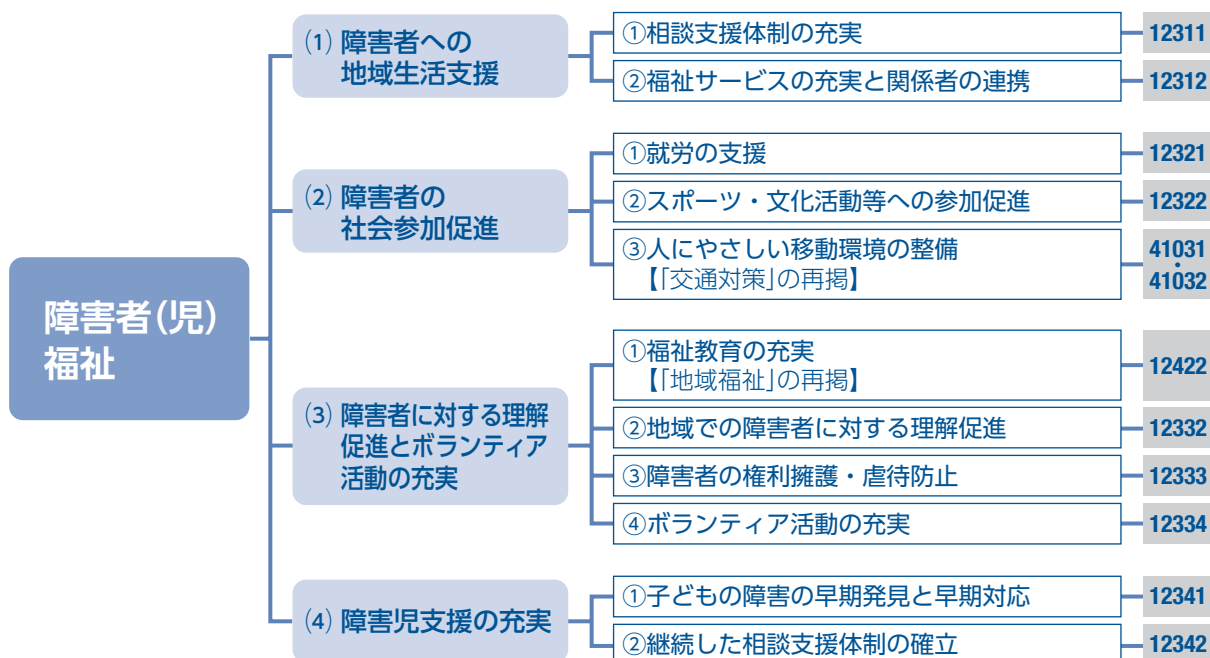
施策がめざす将来の姿

- 障害のある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、安心して生活しています。
- 障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で暮らしています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008年度(平成20年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
生活・自立支援など障害者(児)福祉に満足している市民の割合	75.7 %	77.0 %	80.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 障害者への地域生活支援

①相談支援体制の充実

身体・知的・精神それぞれの障害の相談に対応できるように、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。

②福祉サービスの充実と関係者の連携

障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、障害者計画等の見直しを行い、障害福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障害者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援を充実します。

【主要事業】

- ◆相談支援事業
- ◆手話通訳設置事業
- ◆手話通訳・要約筆記派遣事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度(平成 21 年度)	2015 年度(平成 27 年度)	2020 年度(平成 32 年度)
グループホーム・ケアホームの入所者数	6 人	11 人	16 人

総合計画の
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

安心していきいきと
暮らせるまち

自然と調和した安全で
うるおいのあるまち

豊かな心を育み
人が輝くまち

快適で利便性の高い
魅力あるまち

地域資源を生かした
活力あふれるまち

市民とともに歩む
ひらかれたまち

資料編

(2) 障害者の社会参加促進

① 就労の支援

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。

② スポーツ・文化活動等への参加促進

障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障害者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。

③ 人にやさしい移動環境の整備 <「交通対策」の再掲(P162)>

障害者が気軽に外出できるよう、歩行空間・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン*の導入を推進します。

【主要事業】

◆ 障害者就労支援奨励金支給事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度(平成 21 年度)	2015 年度(平成 27 年度)	2020 年度(平成 32 年度)
障害者のスポーツ・文化行事への参加者数	278 人	310 人	350 人

(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実

① 福祉教育の充実

「地域福祉」の再掲(P85)

② 地域での障害者に対する理解促進

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障害者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障害者への理解を促進します。

③ 障害者の権利擁護・虐待防止

障害者の権利や財産を守るため、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度*や日常生活自立支援事業*の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障害者への虐待を防止するため、家族のストレス緩和のための支援の充実を図るとともに、障害者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。

④ ボランティア活動の充実

障害者の日常生活や社会参加への支援が身近に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、障害者を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。

【主要事業】

- ◆福祉講座
- ◆福祉実践教室

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度(平成 21 年度)	2015 年度(平成 27 年度)	2020 年度(平成 32 年度)
障害者支援に関するボランティア登録者数	138 人	150 人	170 人

(4) 障害児支援の充実

① 子どもの障害の早期発見と早期対応

乳幼児健康診査などを通して乳幼児の障害の早期発見に努めます。また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、あゆみの家を中心とした療育体制の充実を図ります。

② 継続した相談支援体制の確立

障害のある子どもと親が、その障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保育園や学校等の関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めます。

【主要事業】

- ◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談
- ◆あゆみの家児童デイサービス事業

関 連 す る 計 画 ・ 条 例

- 岩倉市障害者計画(平成 20 年度～平成 24 年度)
- 岩倉市障害福祉計画(平成 21 年度～平成 23 年度)
- 岩倉市「人にやさしい街づくり」計画(平成 8 年 3 月策定)
- 岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針(平成 16 年 4 月策定)



第2節 市民福祉

4 地域福祉

現状と課題

- ・だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、同じ地域で暮らす住民同士が支え合い、助け合えるような地域福祉の推進に努める必要があります。
- ・核家族化の進展や少子高齢社会の到来などで、社会構造は大きく変化しています。また、個人の価値観の多様化やプライバシーへの配慮が加わり、地域の人々の関わりやつながりが薄れ、地域の「共助」*の仕組みが弱体化しています。
- ・一方、地域においては、高齢者や障害者など社会的に弱い立場にある人たちへの支援だけでなく、虐待、ひきこもり、認知症、孤独死といった課題が新たに加わり、子どもから高齢者に関することまで様々な地域福祉ニーズが存在しています。
- ・本市では、従来から、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による活動と合わせて、子ども会や婦人会、老人クラブなどによる市民の自主的な活動が活発に展開されています。ボランティア活動も盛んであり、認知症ケアアドバイザー*など新しく活動を始めた団体もあります。
- ・地域福祉の推進には、住民等の主体的参加が不可欠です。市民意向調査では、45%の人が何らかの形で「地域のための市民活動に参加している・参加したい」と考えています。
- ・団塊の世代が定年を迎え、地域に戻りつつある現在、生活の拠点である地域を基礎に、住民がお互いに支え合うまちをめざして、地域コミュニティを活性化し、地域活動が積極的に展開されるための意識啓発や地域の福祉力を高めるための仕組みづくりが重要です。

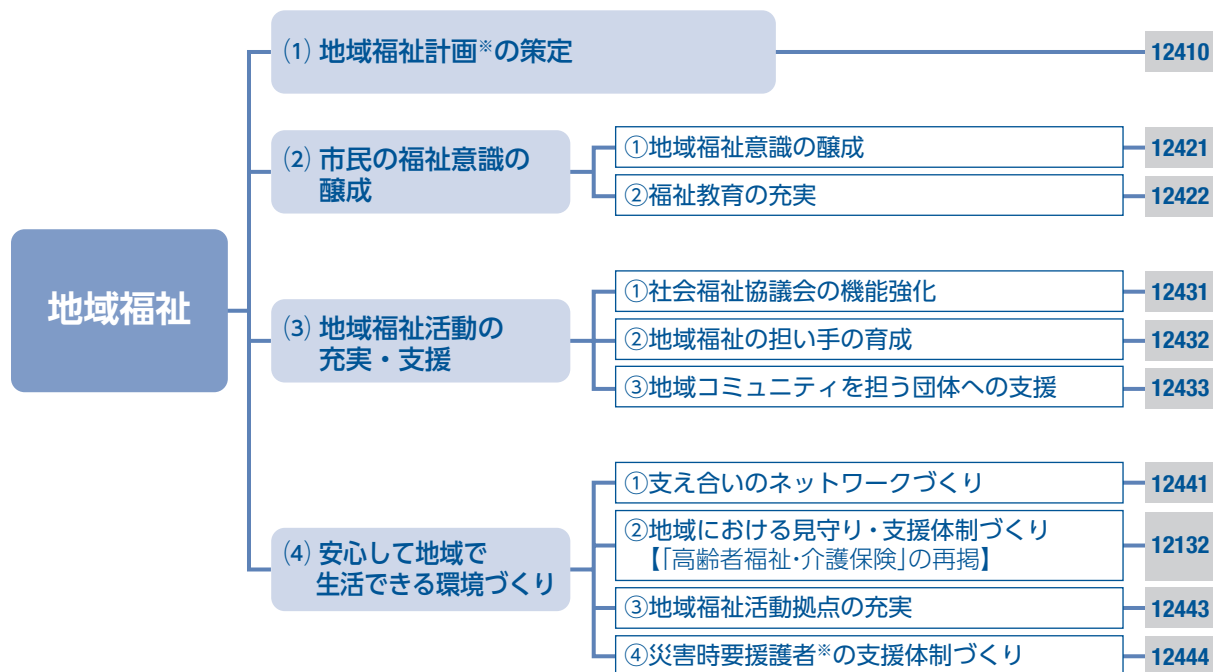
施策がめざす将来の姿

- 住民同士のつながりが深まり、互いに支え合い、困った時には助け合えるようなまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008年度(平成20年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	75.9 %	77.0 %	80.0 %
ひとり暮らしや心身に障害がある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	48.7 % (H22)	55.0 %	60.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 地域福祉計画の策定

地域福祉を総合的に推進するため、市民参画を得ながら、地域福祉計画の策定をめざします。

【主要事業】

◆地域福祉計画策定

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
地域福祉計画策定	—	策定	—

(2) 市民の福祉意識の醸成

① 地域福祉意識の醸成

地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。

② 福祉教育の充実

高齢者や障害者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。

【主要事業】

◆福祉講座

◆福祉実践教室

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	1,137 人	1,300 人	1,500 人

(3) 地域福祉活動の充実・支援

①社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会が新しく策定する地域福祉活動計画*の推進など、地域福祉の中心的な役割を果たせるように、人材の育成や活動を進めるための支援を行います。

②地域福祉の担い手の育成

地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会と一体となって支援します。

③地域コミュニティを担う団体への支援

地域コミュニティの中心的役割を果たす行政区等や民生委員・児童委員協議会の育成と活動支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブをはじめ、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。

【主要事業】

◆ボランティア養成講座

◆地域福祉担い手育成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数	1,174 人	1,400 人	1,600 人
ボランティア養成講座受講者数	23 人	45 人	65 人

(4) 安心して地域で生活できる環境づくり

① 支え合いのネットワークづくり

支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会を中心として、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。

② 地域における見守り・支援体制づくり

「高齢者福祉・介護保険」の再掲(P72)

③ 地域福祉活動拠点の充実

地区の公会堂などを地域福祉活動の拠点として位置付け、活用を図ります。また、まちの縁側づくり事業を推進し、地域住民が気軽に集える場づくりに努めます。

④ 災害時要援護者の支援体制づくり

災害時に備え、災害時要援護者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするための体制づくりを進めます。また、災害時要援護者が適切な避難生活を送れるようにするため、地域の社会福祉施設が福祉避難所として活用できるように努めます。

【主要事業】

◆ まちの縁側づくり事業

◆ 災害時要援護者支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度(平成 21 年度)	2015 年度(平成 27 年度)	2020 年度(平成 32 年度)
まちの縁側の数	4 か所	10 か所	15 か所
福祉避難所数	—	2 か所	4 か所

関 連 す る 計 画 ・ 条 例

- 岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(平成 21 年度～平成 23 年度)
- 岩倉市障害者計画(平成 20 年度～平成 24 年度)
- 岩倉市市民活動支援計画(平成 14 年 6 月策定)
- 岩倉市地域防災計画(昭和 58 年 7 月策定)



第3節 社会保障

1 福祉医療

現 状 と 課 題

- ・福祉医療費助成事業は、社会的、経済的に弱い立場にある、高齢者、障害者、子ども及び母子家庭等に対する福祉増進を図るための助成制度として重要な役割を担っています。
- ・本市では、県の制度を基準に、子ども医療費や障害者医療費、後期高齢者福祉医療費については、一部を市の負担により対象を拡大して福祉医療制度の充実を図っています。
- ・雇用状況の悪化や景気の低迷が続く中で、子ども医療費の助成など福祉医療制度の拡大に関しては、今後も要望が高まってくることが考えられますが、市単独事業で対応するには市の財政状況からも影響が大きく、国、県による対応が求められます。

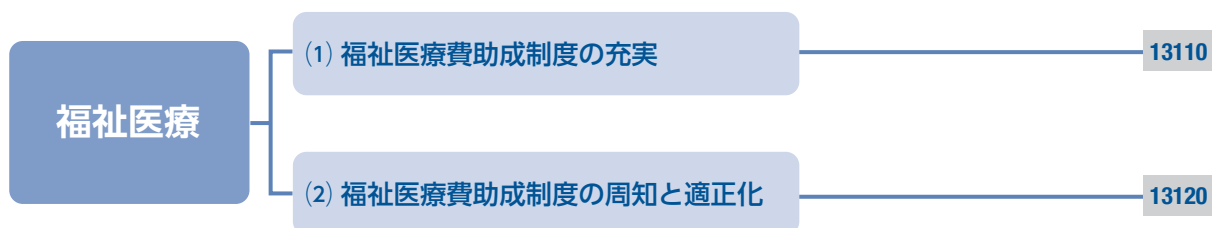
施策がめざす将来の姿

- 高齢者や障害のある人、子どもや母子家庭等の人たちが、安心して医療を受けることができ、健康に暮らしています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008 年度 (平成 20 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
子ども、障害者等の医療費の助成に満足している市民の割合	68.4 %	70.0 %	72.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 福祉医療費助成制度の充実

近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、福祉医療費制度の充実に努めます。また、制度の充実について国・県に要望します。

【主要事業】

- ◆後期高齢者福祉医療費支給事業
- ◆障害者医療費支給事業
- ◆子ども医療費助成事業
- ◆母子家庭等医療費助成事業

(2) 福祉医療費助成制度の周知と適正化

支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。また、福祉医療費助成制度を維持していくため、制度の適正な運用に努めます。

関連する計画・条例

- 岩倉市障害者医療費支給条例
- 岩倉市子ども医療費助成条例
- 岩倉市母子家庭等医療費助成条例



第3節 社会保障

2 低所得者の生活支援

現 状 と 課 題

- ・生活保護制度は、憲法の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度として、生活の困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を助長することを目的としています。
- ・この制度を、最後のセーフティネットとして機能させるために、保護を必要とする人たちの的確な把握に努めることが重要です。
- ・2008年(平成20年)秋の世界的な金融危機の影響で、職を失う人が激増し、同年末から生活保護の申請や相談件数が急増しました。同年9月の被保護世帯数は164世帯でしたが、2010年(平成22年)4月には260世帯となっています。
- ・被保護世帯の状況をみると、高齢者世帯が40%、障害者・傷病者世帯が50%と自立が困難な世帯が大部分を占めています。高齢や病気で経済的自立が困難な人たちが尊厳を持った生活が送れるように、規則正しい生活の確立や社会貢献活動への参加などの支援が求められています。
- ・被保護世帯に対しては、定期的な家庭訪問と適切な指導・助言を行いながら支援を進めていくことが必要であるため、ケースワーカー*の資質向上と支援体制の確立を図らなければなりません。
- ・また、就労が可能な人たちには、自立に向けた最大限の支援を行わなければなりません。本市では、2009年(平成21年)から就労支援員を配置しました。今後は、ハローワークなど関係機関と連携を深めながら、一刻も早く自立生活に移行できるよう、就労支援プログラム*に基づき、支援を充実させることが必要です。

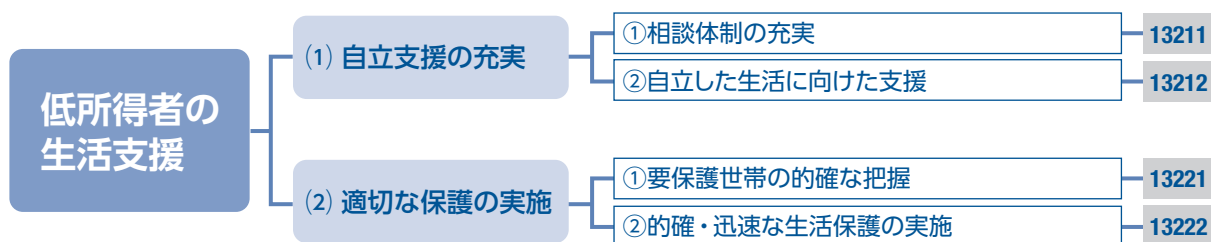
施策がめざす将来の姿

- 生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、だれもが健康で文化的な生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2009年度(平成21年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
就労による自立世帯数	13 世帯	20 世帯	30 世帯

施策の体系



施策の内容

(1) 自立支援の充実

① 相談体制の充実

生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう相談体制を充実します。また、相談者に応じた支援方法等の適切なアドバイスができるように、ケースワーカーの資質向上を図ります。

② 自立した生活に向けた支援

被保護者が自立した生活を送ることができるよう、ケースワーカーによる家庭訪問等により、被保護世帯の状況を把握し、適切な支援に努めます。また、ハローワークと密接な連携をとり、就労支援員を中心とした就労支援プログラムによる就労支援に取り組みます。

【主要事業】

◆ 生活相談

◆ 就労支援員設置事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
生活保護受給者のうち就労者数	14 人	30 人	45 人

(2) 適切な保護の実施

① 要保護世帯の的確な把握

生活困窮者への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。

② 的確・迅速な生活保護の実施

生活保護の申請者には、複数の職員が面接して問題点を的確に把握し、査察指導員、ケースワーカーによるケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めます。また、生活保護期間内においても、必要な調査により保護要件の確認を行います。



第3節 社会保障

3 公的医療保険・年金

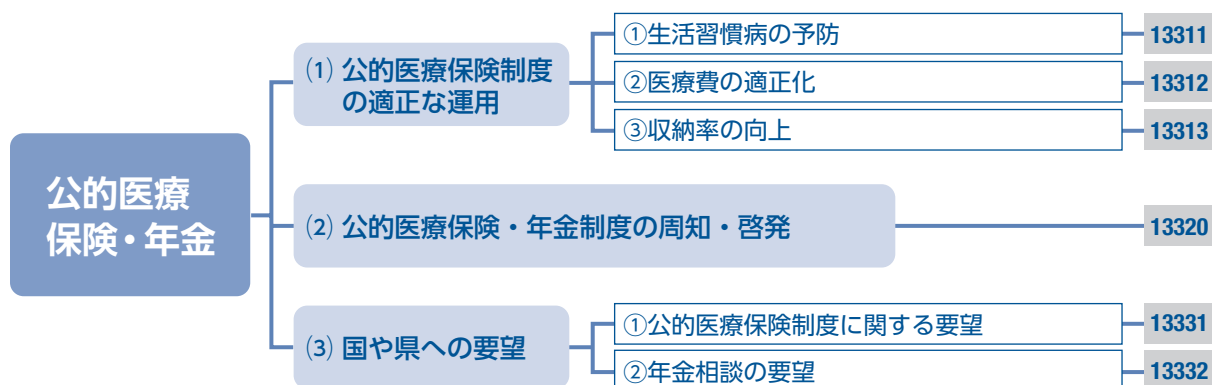
現 状 と 課 題

- ・国民健康保険は、国民皆保険制度を維持する基盤的役割を果たしています。しかしながら、高齢社会の到来による医療費の増大や、近年の景気低迷などによる保険税の収納率の低下など、事業運営は非常に厳しいものとなってきています。
- ・本市では、コンビニエンスストアで保険税の納付をできるようにするなど、納税の利便性の向上に努めてきました。
- ・また、生活習慣病*の予防を目的とした特定健康診査*や特定保健指導*が 2008 年度(平成 20 年度)から保険者に義務付けられたことに伴い、健診事業を行うとともにその受診率の向上に努めています。
- ・しかし、現在、市町村単位で国民健康保険制度を運営していくことは、非常に厳しい状況となっており、今後、国民健康保険制度を国民皆保険制度として維持していくためには、広域的な事務として事業運営を安定化できるように要望していく必要があります。
- ・2010 年(平成 22 年) 1 月 1 日から社会保険庁が廃止になり、日本年金機構が新たに設立されました。これまでの公的年金の運営業務は同機構が引き継ぎ、本市では、各種届出の受理等の事務を法定受託事務として引き続き行っています。
- ・消えた年金記録問題以来、市民の年金に関する意識が高まっており、年金事務所が行う年金出張相談には多くの相談があります。しかし、2010 年度(平成 22 年度)からは、それまでの毎月 1 回の開催から隔月開催となっているため、関係機関に相談業務の充実を要請していく必要があります。
- ・団塊の世代が国民年金加入期限である 60 歳を迎えるなど、被保険者数が減少しています。また、雇用環境の悪化による保険料の滞納や、若い世代の保険料納付への意識が希薄化しており、納付率も低迷しています。さらに、年金制度の将来の不安を原因とした未加入者が増えており、国民年金制度の一層の周知が必要になっています。

施策がめざす将来の姿

- 安定した医療保険制度の下で、安心して医療を受けられるまちになっています。
- 老後も健康で安心して暮らせるまちになっています。

施策の体系



(1) 公的医療保険制度の適正な運用

①生活習慣病の予防

市民が健康に生活できるよう、特定健康診査の受診を促進します。また、受診結果により特定保健指導の対象となった人に対しては、その受診を勧奨し、生活習慣病の予防に努めます。

②医療費の適正化

公的医療保険制度を健全に維持するため、年間を通して医療費通知をするとともに、重複、多受診世帯に対する適正受診の指導や、ジェネリック医薬品*の周知と利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。

③収納率の向上

公的医療保険制度を健全に維持するため、コンビニエンスストアでの収納や口座振替など納付しやすい制度の周知や徴収体制の充実強化を図るとともに、短期被保険者証や資格証明書の発行により面談の機会を増やすなどして、収納率の向上に努めます。

【主要事業】

◆特定健康診査等事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
特定健康診査受診率	40.4 %	65.0 %	—
国民健康保険税収納率	85.9 %	90.0 %	91.5 %

(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発

医療保険制度・年金制度への市民の理解を深めるとともに、適切な制度加入等ができるように、広報紙・ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより制度の周知に努めます。

(3) 国や県への要望

①公的医療保険制度に関する要望

国で検討されている後期高齢者医療制度に替わる新制度においては、高齢者だけでなく、全年齢を対象とした国民健康保険の広域化を図るとともに、わかりやすい制度となるよう国に強く要望していきます。

②年金相談の要望

年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金出張相談所の充実を日本年金機構に要望していきます。

関連する計画・条例

■岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画(平成 20 年度～平成 24 年度)

■岩倉市国民健康保険条例

■岩倉市国民健康保険税条例

